

阿賀野市条例第5号

阿賀野市宿泊施設リズム・ハウス瓢湖の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市宿泊施設リズム・ハウス瓢湖の設置及び管理に関する条例（平成18年阿賀野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「2 日帰り個室使用料（消費税含む）

6 畳間	1, 040円	4時間まで
8 畳間	1, 570円	
12 畳間	2, 090円	
22.5 畳間	3, 140円	

(1) 4時間を超えた場合の延長料金は、1時間当たり520円とする。

」を

「2 日帰り個室使用料（消費税含む）

6 畳間	1, 040円	4時間まで
8 畳間	1, 570円	
12 畳間	2, 090円	
22.5 畳間	3, 140円	

(1) 4時間を超えた場合の延長料金は、1時間当たり520円とする。

3 ワーキングスペース使用料（消費税含む）

ワーキングスペース	500円	1日
-----------	------	----

(1) 個室利用の場合は前項日帰り個室使用料に加算する。

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

浴場使用料（消費税含む）

大人（中学生以上）	500円
小学生	250円
乳幼児	無料

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。